

## 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定事務取扱要領

### 1 認定基準について

次に該当する鷹栖町内の中小企業者(法人の場合は「本店登記が鷹栖町内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が鷹栖町内にあること」が必要です。)

- (1) 国の指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比マイナス20%以上の見込みであること。

### 2 認定申請手続について

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書(様式第4)に必要な事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印をお持ちください。

#### ※提出書類

- |   |          |
|---|----------|
| ① 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書                             | 2通       |
| ② 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(法人の場合)                            | 1通       |
| ③ 直近の決算書(法人)、確定申告書(個人事業者)の写し                                | 2期分      |
| ④ 許認可証の写し(許認可が必要な業種の場合)                                     | 1通       |
| ⑤ 先月、当該月、翌月及び前年同期の各月売上高の実績と見込み額が確認できる資料(試算表、総勘定元帳、売上帳など)の写し | 各1通(2期分) |
- ※見込み額については軽易な表を作成すること  
※資料には、住所、商号、代表者名(個人事業にあつては個人名)を記載のうえ、代表者印を押印のこと

- (2) ①の認定申請書の1通は、鷹栖町公印を押印して、原則当日中に交付いたします(残りの1通は鷹栖町の控えとなります)。なお認定事務は当日の窓口の状況により、後日交付になる場合があります。
- (3) 認定書は、**有効期間内(30日間)**に信用保証協会に提出してください。

#### 【申請・お問い合わせ先】

鷹栖町産業振興課商工観光係

所在地； 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

電話； 0166-74-3582(内線252・257) FAX； 0166-87-2850

様式第 4

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項  
第 4 号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

鷹栖町長 谷 寿 男 殿

申請者

住 所

氏 名

印

私は、新型コロナウイルス感染症<sup>(注 1)</sup>の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日

年 月 日

2 売上高等

(イ) 最近 1 か月間の売上高等

減少率 % (実績)

$$\frac{B - A}{B} \times 100$$

A : 災害等の発生における最近 1 か月間の売上高等

円

B : A の期間に対応する前年 1 か月間の売上高等

円

(ロ) 最近 3 か月間の売上高等の実績見込み

減少率 % (実績見込)

$$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100$$

C : A の期間後 2 か月間の見込み売上高等

円

D : C の期間に対応する前年の 2 か月間の売上高等

円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

※1 : (注 1)には、「災害その他突発的に生じた事由」等を入れる。

2 : 2 の (ロ) の見込み売上高等には、実績を記入することができる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

令和 年 月 日

鷹商第 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

鷹栖町長 谷 寿 男 ㊟